



# ～遺産分割協議の流れ～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



亡くなった方（被相続人）の遺産は、相続により相続人が取得することになりますが、遺言を残さずに亡くなった場合には、被相続人の遺産は相続人全員が共有で取得している状態になります。そのため、共有状態となった遺産を具体的に配分していく手続きが必要となります。これを遺産分割といいます。

## 1. 遺産分割協議とは

遺言がない場合は、法律で定められた相続人（法定相続人）が遺産を取得することになりますが、相続人が複数いる場合には、遺産は相続人全員の共同相続財産（共有財産）となります。その共有財産を、具体的に誰にどのように分けるのかを話し合うのが「遺産分割協議」です。遺産分割協議には、相続人の全員が参加しなければ成立しません。もしも全員が参加していない場合は、その協議は無効になります。なお、遺産分割には特に期限はありません。しかし相続税の申告期限（相続から10ヵ月）までに遺産分割協議がまとまらないと、小規模宅地の特例や配偶者軽減の適用が受けられないため相続税の負担が増加してしまう結果となります。

## 2. 遺産分割協議の流れ

遺産分割は、「遺言」があればその内容にしたがい遺産分割をします。遺言がない場合には、相続人全員で「遺産分割協議」を行い遺産の取得者を決めます。その協議がまとまらない場合には、家庭裁判所の「調停」によって遺産分割を行います。それでもまとまらない場合には「審判」による分割となります。さらに審判に納得できないときは「裁判」になります。

### ①遺言による分割

被相続人は遺言によって遺産分割の方法を指定できます。相続人は遺言によって指定された方法にしたがって具体的な分割を行います。

### ②協議による遺産分割（遺産分割協議）

遺言がない場合、遺言からもれている遺産がある場合には、相続人全員で遺産分割協議が必要です。遺産分割協議は、相続人全員が合意すれば、どのような分割でも構いません。たとえば1人の相続人が遺産の全部を1人で取得しても構いません。そして遺産分割協議で合意した内容を記載した「遺産分割協議書」を作成します。

### ③調停による遺産分割（遺産分割調停）

相続人全員による遺産分割協議がまとまらない場合には、各相続人は家庭裁判所に遺産分割調停の申立てをすることができます。調停とは、調停委員が中立公正な立場で間に入り話し合いで分割内容を合意する手続きです。なお、合意後に作成される調停調書は判決と同一の効力があります。

### ④審判による分割

調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続きに移行します。調停とはちがい審判では話し合いではなく、家事審判官（裁判官）が職権で事実の調査及び証拠調べを行い遺産分割の方法を決めます。なお審判では、各相続人の相続分に反しないような遺産分割が実行されることとなります。

### ⑤裁判（高等裁判所による審理）

審判に不服がある場合は、2週間以内であれば高等裁判所に不服の申立て（即時抗告）を行い高等裁判所で再審理をしてもらうことが出来ます。不服の申立てをしないで2週間が過ぎた場合や不服申立てが認められなかった場合には審判は確定します。

遺産分割協議のとき、「ちゃんと遺言書を残してくれていれば良かったのに!」と相続人の方々が口にされることをよく耳にしています。遺言があればその内容にしたがって遺産分割をすることができます。「転ばぬ先の杖」として遺言書を作成することをお勧めします。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区空町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp